

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県内水面漁場管理委員会

- この持ち出し等について指示する件
- この持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件
- 平成二十六年度目標増殖量を定めた件

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

この持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。
平成二十六年二月二十八日

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこ

福島県内水面漁場管理委員会
会長 羽 染 忠

と。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触がないこいであること。
(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいについては、適用しない。

二 指示の期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

この持ち出し等について指示する件（平成二十六年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。
平成二十六年二月二十八日

阿武隈川本流及び支流

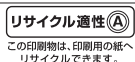
福島県内水面漁場管理委員会
会長 羽 染 忠

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面第五種共同漁業権漁場における平成二十六年度目標増殖量を次のとおり定めた。
平成二十六年二月二十八日

福島県内水面漁場管理委員会
会長 羽 染 忠

内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組 合	700	700	678	35,000	—	28,000	14,000	—	—	70	—
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	—	—	1,337	6,300	4	35,000	21,000	—	—	70	7
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同 組合	210	—	855	4,000	5	35,700	25,900	—	—	700	—
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	182	126	3,800	1	16,800	10,500	—	—	—	—
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	—	—	—	—	—	—	—	32,200	—	—	—
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組 合	—	—	300	4,200	—	11,200	11,200	—	—	—	—
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同 組合	140	—	—	7,000	—	24,500	33,600	—	—	1,260	—
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協 同組合	—	—	3,500	53,900	—	112,000	42,000	—	—	—	—
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	—	—	—	—	—	31,500	7,000	—	—	—	—
内共第27号	大鳥湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同 組合 檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	210	140	—	8,400	—	23,800	23,800	—	—	140	—
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	—	—	—	—	—	4,200	2,100	—	—	—	—
合	計		5,474	4,172	11,277	458,800	21	513,800	585,200	32,200	10,740	245	



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福 島 県 報
印刷所 株式会社 第一印刷